

傍 聴 要 領

久慈港長期構想検討委員会事務局

1 傍聴する場合の手続

- (1) 風邪のような症状がある方や、息苦しさ、強いだるさ、高熱等のある方は、傍聴を御遠慮願います。
- (2) 会議の傍聴を希望する方は、令和4年9月20日（火）17時までに、下記問い合わせ先まで氏名及び所属をお知らせ下さい。会議当日は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクを着用すること。